
104. 一括納付用明細データ

1. 業務概要

- (1) 帳票種別：「包括納期限延長」「特例申告即納（直納）」「特例申告納期限延長」
一括納付書の内訳として一括納付書番号単位に通関業者、輸入者、輸入申告等の番号、税額等一括納付として扱われた申告の詳細を出力する。
- (2) 帳票種別：「特例申告即納（口座）」
納期限日における口座一括引落とし対象情報の内訳として特例申告口座一括引落とし番号（一括納付書番号体系と同じ）単位に通関業者、輸入者、輸入申告等の番号、税額等一括納付として扱われた申告の詳細を出力する。
- (3) 帳票種別：「MPN包括納期限延長」「MPN特例申告即納」「MPN特例申告納期限延長」
マルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）を利用して一括納付されるものの内訳として、納付番号単位に通関業者、輸入者、一括納付書番号、輸入申告等の番号、税額等一括納付として扱われた申告の詳細を出力する。

2. 提供概要

- (1) 周期：月次（毎月8日、21日）、随時（要求条件指定可）
- (2) 出力先：通関業、輸出入者*¹
- (3) 出力単位：一括納付書番号及び受入科目単位（MPN分以外）
納付番号単位（MPN分）
- (4) 出力形態：配信
（*1）システムに出力する旨が登録されている利用者へ出力する。オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

3. 作成処理

- (1) 収集処理
資金DB及びMPN納付DBより以下のすべての条件に合致するデータを収集する。（共通条件と、帳票種別毎の条件を満たすこと）
 - (A) 共通条件
 - ①一括納付対象であること。
 - ②本税が完納されていないこと。
 - ③輸入申告等の番号単位に納付（分離納付）が行われた申告でないこと。
 - ④不納欠損の旨の登録が行われた申告でないこと。
 - ⑤本税が全額減額されていないこと。

(B) 帳票種別毎の条件

表 1. 帳票種別条件一覧

			帳票種別						
			包括納期限延長	特例申告即納 (直納)	特例申告即納 (口座)	特例申告納期限延長	MPN包括納期限延長	MPN特例申告即納	MPN特例申告納期限延長
収集条件	納税方式	包括納期限延長	●				●		
		特例申告即納		●	●			●	
		特例申告納期限延長				●			●
	納付方法	直納	●	●		●			
		口座振替			●				
		MPN					●	●	●
	納期限日	システム日の属する月の20日から翌月19日まで		●	●			●	
		システム日の属する月の翌月20日から翌々月19日まで				●			●
		システム日の属する月の翌々月20日から3ヶ月後の19日まで	●				●		

(2) 編集処理

- (A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。
- (B) ソート条件は以下の順とする。なお、①一括納付書番号は、MPN分のみを対象とする。
 - ①一括納付書番号
 - ②管理資料用科目番号（受入科目）
 - ③本税調定日
 - ④輸入申告等の番号
- (C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。詳細は特記事項を参照。
- (D) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。
- (E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

4. 特記事項

(1) 本管理資料は、海上データと航空データを異なる出力情報コードで出力する。各データの有無により、以下のいずれかのパターンで出力する（納税方式毎に判定する）。

(A) 海上データ、航空データの両方が存在

海上データを「一括納付用明細データ（海上分）」、航空データを「一括納付用明細データ（航空分）」に出力する。

(B) 海上データのみ存在

海上データを「一括納付用明細データ（海上分）」に出力する。「一括納付用明細データ（航空分）」は出力しない。

(C) 航空データのみ存在

航空データを「一括納付用明細データ（航空分）」に出力する。「一括納付用明細データ（海上分）」は出力しない。

(D) 海上データ、航空データのどちらも存在しない

「一括納付用明細データ（海上分）」について「データ有無識別」に「0」を設定し、出力する。「一括納付用明細データ（航空分）」は出力しない。